

令和8年9月15日

ふるさと納税について

自治税務局市町村税課

ふるさとと納税制度

制度の趣旨

ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とするもの。

制度の基本的な仕組み

税制上の寄附金控除の仕組みを活用し、個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に、「寄附額－2,000円」（一定の上限あり）を、個人住民税（地方税）及び所得税（国税）から軽減することによって、実質2,000円の負担で、納税先を選択可能とする仕組み。



指定制度の創設

<法律改正前>

○ 地方団体への寄附は、
全てふるさと納税の対象

- ・「寄附額－2,000円」（一定の上限あり）を、住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を選択可能



H29、H30の2度にわたる
総務大臣通知において、
良識ある対応を要請

制度の健全な発展を図る必要

<法律改正後>（令和元年6月1日施行）

- ふるさと納税の対象となる地方団体を
総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外

指定に係る条文

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この条において「第一号寄附金」という。)であつて、この項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)の対象となる期間として総務省令で定める期間(第二号イ及び第五号において「指定対象期間」という。)を通じて第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。第三号及び第四号において同じ。)を提供する場合には、次に掲げる基準)に適合すると認められる都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二 次に掲げる基準その他都道府県等による第一号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

イ 都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額(ロにおいて「寄附金活用可能額」という。))が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。

ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

三 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

四 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

五 都道府県等が指定対象期間の初日前四年以内(当該都道府県等が指定を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。)において前各号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していなかった事実がないこと(当該事実により既に第五項の規定による指定の取消し(以下この条において「指定の取消し」という。)を受けた場合を除く。))。

六 特定期間において行われた第四項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつた事実がなく、かつ、虚偽の報告をした事実がないこと(これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。))。

3～7 略

8 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止、指定又は指定の取消し及び第六項に規定する決定については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

9～14 略

基準①※、②、⑤、⑥

⇒全ての地方団体に対する基準
※食品返礼品に係る部分は食品返礼品の送付を行う地方団体のみ

基準③、④

⇒返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

① ふるさと納税の募集を適正に実施すること

② 寄附金活用可能額を6割以上とすること

② 寄附金活用可能額の使途を公表すること

③ 返礼品は返礼割合3割以下とすること

④ 返礼品は地場産品とすること

⑤ 指定日前4年以内に基準に適合していなかったことがないこと

⑥ 指定日前4年以内に報告の求めに対し、応じなかったこと、虚偽報告したことがないこと

ふるさと納税制度に係る総務大臣の指定

- ふるさと納税制度においては、一年毎に、対象となる地方団体を総務大臣が指定している。
(今回の指定対象期間:令和8年10月1日～令和9年9月30日)

1. 指定の申出状況

- 令和8年指定対象期間(令和8年10月～令和9年9月)について、**東京都※¹及び指定取消団体※²を除く全ての団体が申出書類を提出**(1,781団体(46道府県、1,735市区町村))。

※1 東京都は、指定制度導入以来、一度も申出書を提出していない。

※2 長野県須坂市、岡山県吉備中央町(令和7年6月17日指定取消)、岡山県総社市、佐賀県みやき町、長崎県雲仙市及び熊本県山都町(令和7年9月30日指定取消)は、指定が取り消されてから2年を経過していないため指定を受けられない。

- 返礼品等の提供団体は、令和7年指定対象期間から3団体増(愛知県、沖縄県、長野県大桑村)の1,772団体

※ 返礼品等を提供しない団体は、福島県、練馬区、江戸川区、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村、大治町、大阪府及び広島県。

2. 令和8年指定

- 指定申出があった**全団体**について、令和8年指定対象期間に係る**総務大臣の指定を行う**こととする。

○総務省告示第 号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区を次のとおり定めたので、法第三十七条の二第七項及び第三百十四条の七第七項の規定により告示し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月 日

総務大臣 林 芳正

（令和八年十月一日から令和九年九月三十日までの期間に係る指定）

第一条 令和八年十月一日から令和九年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県は、次に掲げる道府県とする。

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
千葉県	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県
三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県
山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県
鹿児島県	沖縄県									

第二条 令和八年十月一日から令和九年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」とい

う。〕は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

都道府県	市区町村
北海道	全ての市町村
青森県	全ての市町村
岩手県	全ての市町村
宮城県	全ての市町村
秋田県	全ての市町村
山形県	全ての市町村
福島県	全ての市町村
茨城県	全ての市町村
栃木県	全ての市町
群馬県	全ての市町村
埼玉県	全ての市町村
千葉県	全ての市町村
東京都	全ての市区町村
神奈川県	全ての市町村

新潟県	全ての市町村
富山県	全ての市町村
石川県	全ての市町
福井県	全ての市町
山梨県	全ての市町村
長野県	長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 小海町 川上村 南牧村 南相木村 北相木村 佐久穂町 軽井沢町 御代田町 立科町 青木村 長和町 下諏訪町 富士見町 原村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 南木曾町 木祖村 王滝村 大桑村 木曾町 麻績村 生坂村 山形村 朝日村 筑北村 池 田町 松川村 白馬村 小谷村 坂城町 小布施町 高山村 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 信濃町 小川村 飯綱町 栄村
岐阜県	全ての市町村
静岡県	全ての市町
愛知県	全ての市町村

愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県		岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県
全ての市町	全ての市町	全ての市町村	全ての市町	全ての市町		岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 高梁市 新見市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 和気町 早島町 里庄町 矢掛町 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町	全ての市町

高知県	全ての市町村
福岡県	全ての市町村
佐賀県	佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町
長崎県	長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 平戸市 松浦市 対馬市 壱岐市 五島市 西海市 南島原市 長与町 時津町 東彼杵町 川棚町 波佐見町 小値 賀町 佐々町 新上五島町
熊本県	熊本市 八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上 天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 合志市 美里町 玉東町 南関町 長洲町 和 水町 大津町 菊陽町 南小国町 小国町 産山村 高森町 西原村 南阿蘇村 御船町 嘉島町 益城町 甲佐町 氷川町 芦北町 津奈木町 錦町 多良木町 湯前町 水上村 相良村 五木村 山江村 球磨村 あさぎり町 苓北町
大分県	全ての市町村
宮崎県	全ての市町村
鹿児島県	全ての市町村
沖縄県	全ての市町村